

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○東京都環境影響評価条例による見解書……………一

……………（環境局総務部環境政策課）……………一

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（二件）……………六

……………（環境局多摩環境事務所環境改善課）……………六

公告

○毒物劇物取扱者試験の実施……………八

……………（保健医療局健康安全部業務課）……………八

○都市計画事業の施行……………八

……………（建設局道路建設部管理課）……………八

○土地収用法による収用の裁決手続開始……………九

……………（東京都収用委員会）……………九

告示

●東京都告示第五百四十九号

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号）第五十五条第一項の規定に基づき、世田谷清掃工場建替事業について、環境影響評価書案に係る見解書の提出があったので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年四月十六日

東京都知事 小池百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
東京二十三区清掃一部事務組合
管理者 吉住 健一
千代田区飯田橋三丁目五番一号

二 対象事業の名称及び種類
世田谷清掃工場建替事業
廃棄物処理施設の設置

三 対象事業の内容の概略
対象事業は、世田谷区大蔵一丁目一番一号に位置する既存の世田谷清掃工場の建替えを行うものである。

四 評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要
対象事業について、都民の意見が二件、事業段階関係区長からの意見が一件あり、意見の内容は、大気汚染、騒音・振動、水質汚濁、土壌汚染、景観、温室効果ガス及びその他であった。

事業者は各意見に対し見解を述べており、その概要は別記のとおりである。

五 見解書の縦覧

（一）期間

令和七年四月十六日から同年五月七日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

（二）時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

（三）場所

ア 世田谷区環境政策部環境保全課

世田谷区玉川一丁目二十番一号 二子玉川分庁舎

B棟三階

イ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階

ウ

東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎三階

別記（原文のまま記載）

評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要
評価書案について提出された都民の意見書及び事業段階関係区長の意見の件数は、表 1 に示すとおりである。

表 1 意見等の件数

意見等	件数
都民の意見書	2
事業段階関係区長の意見	1
合計	3

1. 1 都民からの主な意見及び事業者の見解の概要

都民からの主な意見及び事業者の見解の概要は、以下に示すとおりである。

1. 1. 1 水質汚濁

都民の意見	事業者の見解
・地下水は近年 PFAS、PFOS による地下水汚染が注目され、都内でも井戸水が汚染されていたことが調査でわかったりしています。プラスチックの製造に PFAS 類が原材料の一つとして添加剤として使われているということも明らかになってきました。世田谷清掃工場では、2008 年からずっとプラスチックを混焼していることから、使っている水に PFAS 汚染がないだろうかと心配です。敷地内の井戸水なども PFAS 汚染の有無について調べるよう求めます。	PFAS（ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物の総称）に関しては、現在、地下水の水質汚濁に係る環境基準や排出基準はないため、本事業については調査の対象としていません。また、環境影響評価は環境影響評価条例に基づき実施しており、PFAS は評価対象になっていませんので、調査の対象としていません。 今後、地下水の水質汚濁に係る環境基準や土壌汚染対策法の特定有害物質に指定され、環境影響評価における評価対象に定められた際には適切に対応していきます。

1. 1. 2 土壌汚染

都民の意見	事業者の見解
・土壌汚染は、前回の建替では鉛が検出され土壌が入れ替えられた箇所があった。今回は東京都の環境確保条例の基準をクリアしたということがあるが、現在では水銀やカドミウム汚染など重金属類汚染が、現在も分析調査で確認されている地域もあり、EU で焼却炉の排ガス中の規制値がある 12 種類の重金属類は、きちんと調査することを求める。アンチモン、ヒ素、カドミウム、クロム、コバルト、銅、鉛、マンガン、ニッケル、タリウム、ヴァナジウム、水銀の 12 種類。	土壌汚染に関しては、表層土で、カドミウムや水銀等 10 種類の有害物質について調査を行い、地下水についても、カドミウム及びその化合物やダイオキシン類等 12 種類の有害物質について、国が定めた測定方法や基準に従って、土壌汚染調査を実施しています。

1. 1. 3 景観

都民の意見	事業者の見解
・現状より工事棟の高さは 6 メートル、バンカーの深さも 6 メートル近く深くなっている。工事棟の面積も現状よりさらに広がっている。建て替えるたびに巨大化することは、周辺に与える圧迫感や不安感を恒常的に感じさせる影響があり、周辺緑も樹木による緑が少なくなる恐れが十分にあり、環境が悪くなる懸念がある。できる限りコンバクトにすることが必要であり、そのためにも、CO ₂ 削減への取組も考え合わせると、今後可能ごみが増えることは考えられないため、計画の焼却能力は見直し、縮小することが最良ではないか、見直しを求める。	工場棟の色彩や形状に当たっては、世田谷区風景づくり条例に定める風景づくりの基準に基づいた外観意匠とすることで周辺に与える圧迫感の低減を図ります。 緑化面積については、地上部で約 10,393㎡を計画しており、区が定める緑化基準以上を確保する計画です。 焼却能力について、1 人当たりのごみの排出量は減少の傾向になっていきます。しかしながら、東京都の人口予測では、令和 17 年度まで人口は増えていく見込みとなっているため、ごみの排出量としてはほぼ横ばいにて推移すると考えています。 このような状況の中で、平成初頭に集中して建設された多くの清掃工場が耐用年数を迎え、建替えなどの施設整備が続きます。世田谷清掃工場については、23 区共同処理の中で将来の安定的な全量焼却体制を確保するため、600 t / 日の処理能力が必要となります。

1. 1. 4 温室効果ガス

都民の意見	事業者の見解
・処理能力 600 トンは現状の 300 トンの 2 倍であり、稼働時の CO ₂ 排出量も 2 倍となる。完成予定は R14 年度で 2030 年以降となり、CO ₂ 削減に日本を含めた世界各国が取り組む中、CO ₂ を現状の 2 倍にするような規模は環境影響を考えた場合、許されず見直すべきと考える。	平成初頭に集中して建設された多くの清掃工場が耐用年数を迎え、建替えなどの施設整備が続きます。世田谷清掃工場については、23 区共同処理の中で将来の安定的な全量焼却体制を確保するため、600 t / 日の処理能力が必要となります。 一方で、温室効果ガスの削減は喫緊の課題となります。本事業においても、高効率発電設備の導入や熱エネルギーの回収設備の導入及び太陽光発電設備の設置を通じ CO ₂ 排出削減に取り組んでいきます。

1.1.5 その他

(1) 事業計画

都民の意見	事業者の見解
・建築面積が、約1割増加している。建屋はできるだけコンパクトにし、緑地を増やすべきだと考える。災害時の避難場所、あるいは災害廃棄物の一時置き場として活用できるようにするべき。	緑化面積については、地上部で約10,393㎡を計画しており、区が定める緑化基準以上を確保する計画です。 東京都と締結した「災害時における施設使用等に関する協定」により、大規模災害発生時に清掃工場は警察・消防・自衛隊等の救出救助機関や電気・ガス等のライフライン復旧の活動拠点となりますので、避難所の開設や災害廃棄物の一次仮置場としての活用は想定していません。 清掃車の走路については、敷地の有効活用のため、建物の下を通過する造りを計画しております。 なお、計画施設は既存施設と同様に環境学習の場となる見学設備を持つ施設とし、清掃事業の啓発活動を行っていきます。
・図面から推察すると、清掃車の走路が建屋の中に入っているように見えるが、清掃車走路は敷地外からも見えるようにしてほしい。清掃車は、清掃事業の象徴であり、清掃車が動き回っている様子が見えることは、子供たちも喜ぶし、教育上も望ましいと考える。	一廃計画(令和3年2月改定)において、世田谷清掃工場については、焼却炉室内の作業環境悪化に伴い、ガス化熔融炉の耐用年数、整備手法などを検討した結果、20年程度稼働し、その後に建替えを行う整備手法が優位となったため、令和8年度から建て替えることとした。 本計画の改定に際しては、素案の公表及びパブリックコメントを実施することで、皆様のご意見の募集に努めています。
・「一般廃棄物処理基本計画(令和3年2月改定)」(以下「一廃計画」)以前、H22年度H27年度の「一廃計画」では、世田谷清掃工場の建替は、竣工から30年以上は使い続けるように示されている。なぜ、突然建替計画が前倒しになったのか、明確な理由が示されていない。建替を前倒した根本的な理由を追加すべき。きちんと理由を明らかにしないことは不誠実であり信頼できない最大の原因である。 ・事業計画は、竣工以降策定できてきたH22年度H27年度の「一廃計画」では、世田谷清掃工場の建替は、竣工から25～30年以上は使い続けるように示されてきた。R3度の改定で、突然、しゅん工から当初計画の約半分の期間しか経っていない16年経過した時点での建替計画となった。前倒しになった本質的な理由が示されていないことは、区民に対して不誠実であり今後も信用できない大きな要因となる。	計画施設の発電効率に関しては、環境省が実施する循環型社会形成推進交付金の交付要件である23%以上を計画しております。この発電効率については、環境影響評価書の中で明記します。 余熱に関しては、清掃一組と世田谷区の協定に基づき、世田谷美術館に無償で直接供給しておりますが、建替え後は改めて区との協議になります。 余剰電力に関しては、清掃一組所有の他の清掃工場へ送電する自己託送に活用するとともに、残りを電気事業者へ売却しています。 売電収入は清掃一組の収入になりますが、区に対しては分相金の削減として還元されます。

(2) 解体工事

都民の意見	事業者の見解
・当該工場は、ガス化熔融炉の接続部バッキング等様々な部位から、ダイオキシンが炉室内にまで漏れ出し、長期にわたり停止した経過がある（東京二十三区清掃一部事務組合世田谷清掃工場対策検討委員会報告書 平成28年7月） 対策は講じたものの、完全に漏出を防止することができず、炉室内へのダイオキシンの漏れ出しを防止するため炉本体をアクリル板で囲い込んで密閉して運転している。 炉室内の、壁面や、設備、配管の表面、アクリル板もダイオキシンで汚染されていると思われる。 煙突についてのダイオキシン対策は評価書に記載されているが、建屋そのものについての対策が記載されていない。通常の焼却炉で、炉室内がダイオキシン汚染されることは、ありえないことであり、この世田谷工場については、異常事態を勘案した慎重な解体作業が必要とされる。詳細な記述を求めたい。	ご指摘のダイオキシン類の漏れ出しについては、機器の囲い込み及び吸引ダクトの新設等の対策を行い、炉室へのダイオキシン類の漏れ出しを防ぎ、炉室内の作業環境が改善したことで本対策は完了しています。また、対策の内容は対策検討委員会を立ち上げ検討したものとされており、東京二十三区清掃一部事務組合世田谷清掃工場対策検討委員会報告書として取りまとめています。報告書の内容に関しては、周辺住民を対象とした対策状況説明会を開催し、丁寧な説明に努めてまいります。 解体工事に際しては、関係法令のほか「産業物焼却施設の廃止又は解体に伴うダイオキシン類による汚染防止対策要綱」、「廃棄物処理施設解体時の石綿飛散防止対策マニュアル」、「建築物の解体等に係る石綿（アスベスト）飛散防止対策マニュアル」等に基づき、解体前にアスベストの含有について事前調査を行い、その結果を世田谷区及び労働基準監督署に報告するなど、適切に対応を行います。
・現工場棟は、炉室内でたびたび高濃度のダイオキシン漏れを指摘されてきたため、23区他の清掃工場より、解体工事の際は、ダイオキシン類等の汚染が漏れないよう行うこと。ダイオキシン漏れがあっても拡散しないよう炉室内の限られたスペースを強化アクリルガラスで覆い現在も稼働を続けているため、特に、この強化アクリルガラスの解体時の扱いとその覆われた内部の汚染には注意し、くれぐれも汚染が拡散しないよう万全の注意を持って解体工事を行うことを明記すべき。さらに、災害廃棄物を受け入れ処理した際にアスベストも非ガスから検出されたことが過去にあり、どこに危険な汚染物質が付着しているかわからないため十分な安全確保を怠らないよう求める。	

(3) 緑化

都民の意見	事業者の見解
・緑化は、現状以上に樹木を植えるスペースが増えるように建物規模を見直し、コンバクトにすることを求める。	緑化面積については、地上部で約10,393㎡を計画しており、区が定める緑化基準以上を確保します。また、計画地の緑化に当たっては、計画地に存在する緑地帯は建替え工事による改変を行わずに保全するとともに、その他の緑地も工事施行上必要最低限の改変とする計画です。建替え後も既存の緑地帯等により、清掃工場の圧迫感を軽減させるように配慮します。

(4) その他

都民の意見	事業者の見解
・実際には、H20年のしゅん工当初から故障続きだった川崎重工のガス化溶融炉は、炉室内にある炉から高濃度のダイオキシンの漏れを外部の調査で指摘され、H21～22年レベル2、H23年にはレベル3、そして再びH25年レベル2、H26年レベル3となり、この時には炉室1階及び地下1階まですべてがレベル3という高濃度ダイオキシン漏れだった。その時の清掃一組の説明では「炉室内にある炉に針出されたような穴が空き、そこからダイオキシン類が炉室に漏れていた。穴を見つけ塞いだが、また別の場所に穴が空き塞ぎ、さらに別の場所に穴が空き塞いだ。穴が空く原因がわからないため、炉に穴が空いてもダイオキシン類が拡散しないように穴が空きそうな部分を全て強化アクリルガラスで覆い、万一漏れてもガラスで覆った内部で吸引焼却炉に誘導し無害にして煙突から排出するようにした」というものだった。その後、清掃一組では「世田谷清掃工場対策検討委員会」をH27年9月に立上げH28年7月報告書を公表。	ご指摘のダイオキシン類の漏れ出しについては、機器の囲い込み及び吸引ダクトの新設等の対策を行い、炉室へのダイオキシン類の漏れ出しを防ぎ、炉室内の作業環境が改善したことで本対策は完了しています。また、対策の内容は対策検討委員会を立ち上げ検討したものとされており、東京二十三区清掃一部事務組合世田谷清掃工場対策検討委員会報告書として取りまとめています。報告書の内容に関しては、周辺住民を対象とした対策状況説明会を開催し、丁寧な説明に努めてまいりました。

以来、強化アクリルガラスで炉室内の炉やダクトは覆われ、稼働している。そしてなお現在も故障や不具合による休炉は世田谷清掃工場では頻繁に続いている。

このような稼働に不安定でダイオキシン漏れの原因も定かではない焼却炉を今後、数十年にわたって稼働させ続けることは危険と隣り合わせであり、建替を大幅に前倒しにすることがあったと推測できる。決して耐用年数だけの問題ではなく一般廃棄物処理にガス化溶融炉の導入は失敗だった。

都民の意見

事業者の見解

・炉室内からの高濃度ダイオキシン漏れがあったこと、対応策として強化アクリルガラスで覆っていることなど、R3年の説明会から環境影響評価諸案の説明まで、清掃一組が正直に誠実に説明したことは一度もありません。当時を知っている私が説明会で意見をした時には、高濃度ダイオキシン漏れがあったことや強化アクリルガラスで覆っている話をしたことがありますが、清掃一組のHPに後日公開された説明会でのQ&Aの記事には、私の話したことの内容、はいっさい書かれていませんでした。このような、これまでの不誠実な清掃一組の対応は、今後、改めてもらえなければ、区民の意見など無視して自分たちの都合だけで進められそうだと怖く不安が募ります。清掃一組の基本コンセプトは言葉だけで実質がともなっていないと感じる。	ご指摘のダイオキシン類の漏れ出しについては、機器の囲い込み及び吸引ダクトの新設等の対策を行い、炉室へのダイオキシン類の漏れ出しを防ぎ、炉室内の作業環境が改善したことで本対策は完了しています。また、対策の内容は対策検討委員会を立ち上げ検討したものとされており、東京二十三区清掃一部事務組合世田谷清掃工場対策検討委員会報告書として取りまとめています。報告書の内容に関しては、周辺住民を対象とした対策状況説明会を開催し、丁寧な説明に努めてまいりました。
・世田谷清掃工場建替協議会のメンバーに現在、地域町内会自治会、PTAの方々のみが入っているが、世田谷清掃工場建替に関心がある区民団体も協議会メンバーとして参加できるように求める。23区の他の区にある清掃工場の建替協議会では、実際にいくつもの市民団体のメンバーが協議会に参加し、協定書等にも名前を連ねていることを確認している。世田谷区民も同じように参加する権利があることは明白である。	世田谷清掃工場建替協議会については、公害の防止と周辺環境の調和を図ることを基本に、本事業の円滑な推進を図ることを目的に設置しています。この協議会は、清掃一組、世田谷区及び特に影響があると考えられる地域の住民代表の三者により構成しており、建替工事の状況を説明し、ご意見、ご質問等を伺う場としています。
・現在のガス化溶融炉導入のアセスメントでは、何人もの区民がガス化溶融炉の実績がないことに不安を抱き、安定稼働が確認されているストーカー炉の導入を求めましたが、当初機種選定の検討委員会は、東京都清局局時代で東京都で行われ、ガス化溶融炉となりましたが、その後、23区に清掃事業が移管され、23区によって清掃一組が設立され、世田谷区議会にも当時の東京都の専門家を招き話を聞き、多くの区民がストーカー炉への変更を求める中、区は専門家の意見を聞き、ガス化溶融炉を導入した結果、区民が危惧した通りの状況となっている。	焼却能力について、1人当たりのごみの排出量は減少の傾向になっています。しかしながら、東京都の人口予測では、令和17年度まで人口は増えていく見込みとなっているため、ごみの排出量としてはほぼ横ばいにて推移すると考えています。このような状況の中で、平成初頭に集中して建設された多くの清掃工場が耐用年数を迎え、建替えなどの施設整備が続きます。世田谷清掃工場については、23区共同処理の中で将来の安定的な全量焼却体制を確保するため、600t/日の処理能力が必要となります。
今回も、世田谷区は清掃一組の提案を嚆矢みにするだけで600トンという焼却処理能力2倍を容認していますが、区民は600トンという2倍の規模は必要ないと現状維持を求めている。地球温暖化が年々顕著になってくる時代にCO ₂ を現状より2倍も多く排出する焼却炉は必要ありません。必要なのはごみを出さない工夫であり、サーキュラーエコノミーに対応する処理。23区民は、清掃工場を減らすことを願っている。	

1.2 事業段階関係区長からの主な意見及び事業者の見解の概要
事業段階関係区長である世田谷区長からの意見及びそれらについての事業者の見解は、以下に示すとおりである。

1.2.1 世田谷区長からの主な意見及び事業者の見解の概要

世田谷区長の意見	事業者の見解
1 大気汚染 (1) 事業実施にあたっては、建設機械・工事車両等による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質等の影響を最小限に抑えるため、環境影響評価書案に示された環境保全の措置を確実に実施すること。 (2) アスベストについては、関係法令等に基づき事前調査を実施すること。また、解体工事中に新たなアスベストが確認された際には、速やかに区へ情報提供し、関係法令に基づき適正に除去及び処分を実施すること。 (3) 解体工事中におけるダイオキシン類については、関係法令等に基づき必要な措置を講じ、飛散防止対策を徹底すること。また、敷地境界において、ダイオキシン類の測定を行うとしているが、加えて測定結果を区民が分かるよう速やかに公表すること。	環境影響評価書案で示した大気汚染の環境保全のための措置については、排出ガス対策型建設機械を使用するなど、必要な措置を確実に実施します。 アスベストについては、関係法令のほか「建築物の解体等に係る石綿（アスベスト）飛散防止対策マニュアル」等に基づき、労働者の安全を確保するとともに、周辺環境へ配慮し適切に行います。 また、新たなアスベストが確認された際には、速やかに世田谷区へ情報提供し、関係法令に基づき適正に除去及び処分を実施します。 廃却設備等の解体工事に当たっては、「労働安全衛生規則」及び「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」に基づき、労働者の安全を確保するとともに、周辺環境へ十分配慮して適切に行います。 また、「廃棄物焼却施設の廃止又は解体に伴うダイオキシン類による汚染防止対策要綱」に基づき、解体工事期間中に敷地境界における大気の状態を確認するため、ダイオキシン類等の測定を実施します。 工事施工については速やかに公表します。
2 騒音・振動 (1) 工事施工中において、建設機械の稼動による騒音及び振動については、評価結果において基準値は下回るとしているが、南側は都立砧公園が位置し、北側には住宅が多く存在していることから、低騒音型・低振動型の建設機械や工法を確実に採用し、一層の騒音・振動の低減を図ること。	工事施工中の建設機械の稼動による騒音及び振動については、可能な限り低騒音型・低振動型の建設機械や工法を採用するほか、既存建築物及び煙突外筒の解体に当たっては、ワイヤーロープ等静的工法を可能な限り採用して低減を図ります。 また、工事は、周辺に騒音・振動の著しい影響を及ぼさないように、工事工程を計画し、早朝、夜間及び日曜、祝日の作業は原則として行いません。さらに、建設機械類の配置については、1か所で集中稼働することのないように、作業計画を検討します。

世田谷区長の意見	事業者の見解
(2) 工事施工中の工事車両及び施設稼働後のごみ収集車両等の走行の影響による騒音については、現状で環境基準を超えている地点があることに鑑み、建替に伴う影響を最小限とするよう一層の騒音の低減を図ること。	工事用車両の出入りについては、車両の走行ルート の限定、安全走行等により、騒音・振動の低減に努めます。また、特殊な車両となる場合以外、早朝、夜間及び日曜、祝日の出入りは原則として行いません。さらに、工事用車両の走行については、運転手等の関係者に環境保全のための措置の内容を周知徹底します。 ごみ収集車両等の運行についても、運転手等の関係者に環境保全のための措置の内容を周知徹底し、周辺環境に配慮するよう、速度厳守などの注意喚起に努めます。
3 土壌汚染 土壌汚染については、現況調査を実施できなかった既存施設が存在する範囲及び、除却や土地の改変が伴う場合において、関係法令に従い土壌汚染調査を確実に実施すること。また、汚染が判明した場合は、速やかに区へ報告を行うとともに、関係法令等に則り適切に処理すること。	土壌汚染については、「土壌汚染対策法」及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に基づき、現況調査を実施できなかった範囲においても、除却や土地の改変に先立ち土壌汚染状況調査を実施します。 土壌の汚染が判明した場合は、速やかに世田谷区へ報告するとともに、汚染の除去や拡散防止措置等、関係法令に基づき適切に対策を講じます。 評価書や事後調査報告書などにより、関係する情報を適時・適切に公表します。また、公表に当たっては、専門的な表現を可能な限り用いず、解説や図表を掲載するなど、丁寧かつ分かりやすい表現に努めます。
4 その他 環境影響評価の手続きを進めるにあたっては、関係する情報を適時・適切に地域住民へ情報提供するとともに、丁寧な説明に努め、十分な理解が得られるように努めること。	

●東京都告示第五百五十号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を指定するので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年四月十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 要措置区域 別図のとおり（昭島市美堀町四丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 トリクロロエチレン

三 当該要措置区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定

別図

【格子の回転角度

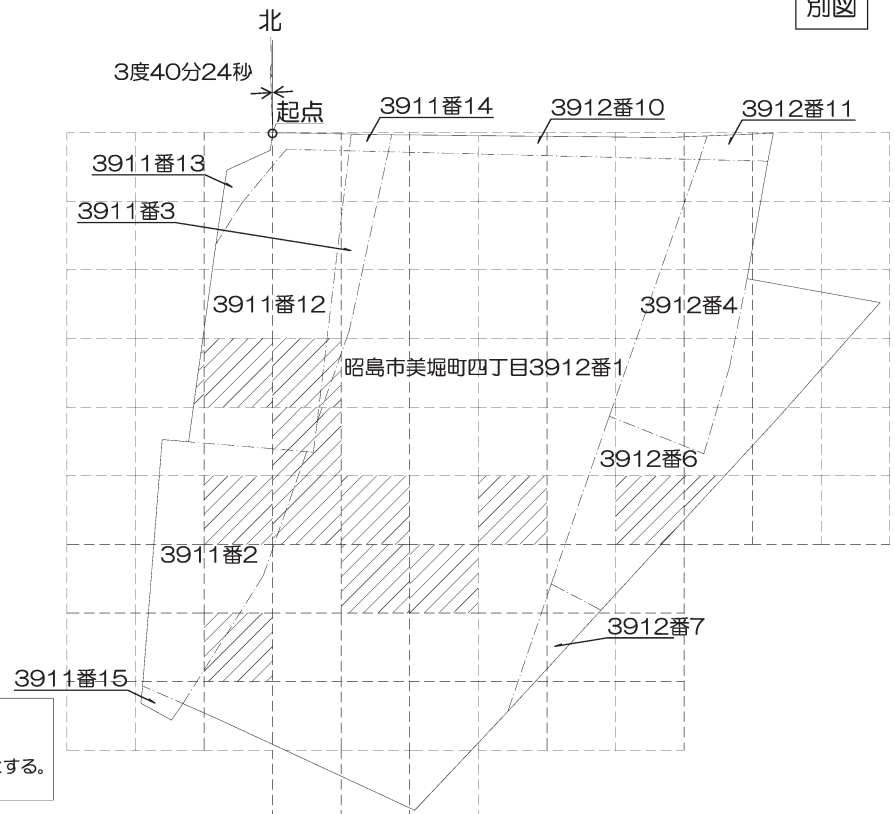
（3度40分24秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

凡 例	
	敷地境界
	筆境界
	単位区画
	要措置区域

【起点】

起点は、昭島市美堀町四丁目3911番13の最北端とする。



●東京都告示第五百五十一号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年四月十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（昭島市美堀町四丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図

【格子の回転角度
（3度40分24秒）】

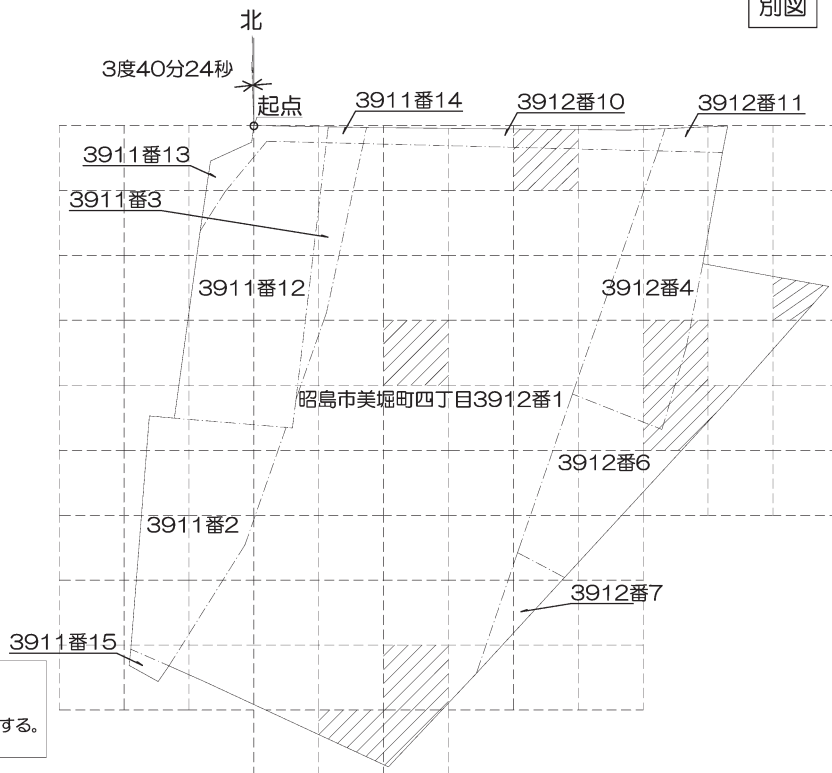
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

凡 例

	敷地境界
	筆境界
	単位区画
	形質変更時要届出区域

【起点】

起点は、昭島市美堀町四丁目3911番13の最北端とする。



公 告

毒物劇物取扱者試験の実施について

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第八條第一項第三号の規定により毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

令和七年四月十六日

東京都知事 小 池 百合子

第一 試験日

令和七年七月十三日（日曜日）

第二 試験の種類及び時間

一 一般毒物劇物取扱者試験

筆記及び実地試験 午前十時から正午まで

二 農業用品目毒物劇物取扱者試験

筆記及び実地試験 午前十時から午前十一時三十分まで

まで

三 特定品目毒物劇物取扱者試験

筆記及び実地試験 午前十時から午前十一時三十分まで

まで

第三 試験場所

早稲田大学早稲田キャンパス

新宿区西早稲田一丁目六番一号

予定する試験場所の定員を超えた場合等に、東京都内の他の場所で試験を実施することがある。

第四 試験方法

一 筆記試験

(一) 毒物及び劇物に関する法規

(二) 基礎化学

(三) 毒物及び劇物の性質並びに貯蔵その他取扱方法

二 実地試験

毒物及び劇物の識別並びに取扱方法

第五 申請方法

次のいずれかの方法によること。

一 電子申請

専用の電子申請フォーム (<https://logoform.jp/form/tmgform/974781>) に必要事項を入力すること。

二 郵送申請

(一) 申請書類

ア 受験願書（毒物劇物取扱者試験規則（昭和二十六年東京都規則第二十三号。以下「規則」という。）別記第一号様式による。）

イ 写真台帳（規則別記第二号様式に縦四・五センチメートル、横三・五センチメートル、出願前六ヶ月以内に撮影した無帽、上半身、正面向きの写真を貼り付けたもの）

ウ 受験票（規則別記第三号様式による。）

エ 受験票を送付するための封筒（角形二号（日本産業規格A列四番の大きさの書類が折らずに入る大きさ）のもので、百八十円分の郵便切手を貼付し、受験者の住所及び氏名を記入したもの）

(二) 申請の受付場所

東京都保健医療局健康安全部薬務課薬事免許担当郵便番号一六三三八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番一号（東京都庁第一本庁舎三十階北側）

第六 試験手数料

一万二千九百円

第七 申請の受付期間

令和七年五月二日（金曜日）から同月十九日（月曜日）（郵送申請の場合、当日消印有効）まで

第八 その他

一 詳細は、東京都保健医療局健康安全部薬務課薬事免許担当に問い合わせること。

電話〇三（五三三〇）四五〇三

ホームページ https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/anzen/iyaku/sonota/d_g/shiken

二 試験案内及び郵送申請の場合の受験願書用紙は、東京都保健医療局健康安全部薬務課のホームページでダウンロードすること。

三 災害その他やむを得ない理由により試験を延期し、又は中止する場合は、その旨を東京都保健医療局健康安全部薬務課のホームページに掲載する。

都市計画道路事業の施行について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

令和七年四月十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画事業の別表のとおり

種類及び名称

二 施行者の名称 東京都

三 事務所の所在地 新宿区西新宿二丁目八番一号

四 事業地の所在 別表のとおり

別表

都市計画事業の種類及び名称	事業地の所在	事業認可の告示	所管事務所
青梅都市計画道路事業三・四・十三号青梅東端線及び三・四・八号二本木青梅線	東京都西多摩郡瑞穂町大字長岡下師岡及び大字長岡長谷部並びに青梅市今井五丁目及び新町六丁目地内	令和七年二月二十八日関東地方整備局告示第三十九号	西多摩建設事務所

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

令和7年4月16日

東京都収用委員会

会長 松 尾 弘

- 1 起業者の名称 東京都
- 2 事業の種類 東京都市計画道路事業補助線街路第120号線
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等 } 別記1のとおり
- 4 土地所有者の氏名及び住所
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 } 別記2のとおり
- 6 裁決手続開始決定年月日 令和7年4月3日

別記 1

裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

所在	地番	地目	地積（㎡）		収用しようとする土地の面積（㎡）	備考
			登記簿上	実測		
東京都墨田区八広六丁目	148番 5	宅地	158.67	178.06	8.26	別図のとおり

別記 2

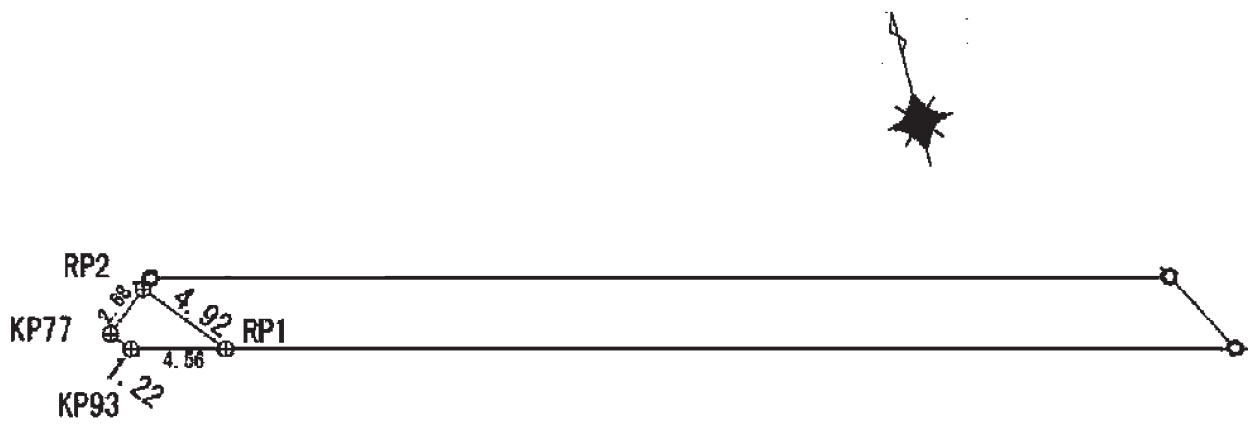
土地所有者		土地に関して権利を有する関係人		
氏名	住所	氏名	住所	権利の種類
登記名義人 石川美佐尾 ただし、同人は平成 13 年 3 月 19 日死亡。 法定相続人は、長者原美智子、吉澤昌子、 石川しつ江及び石川一義である。	最後の住所 東京都墨田区八広六丁目 55 番 17 号和翔苑			
長者原美智子 (法定相続分 28 分の 4)	兵庫県伊丹市大鹿一丁目 72 番地			
吉澤昌子 (法定相続分 28 分の 8)	東京都墨田区八広六丁目 54 番 1 号			
石川しつ江 (法定相続分 28 分の 8) ただし、同人は平成 15 年 1 月 6 日死亡。 法定相続人は、吉澤昌子及び石川一義で ある。	最後の住所 東京都墨田区八広六丁目 54 番 1 号			
吉澤昌子 (法定相続分 28 分の 4)	東京都墨田区八広六丁目 54 番 1 号			
石川一義 (法定相続分 28 分の 4) ただし、同人は平成 5 年 8 月 2 日死 亡。法定相続人は、長澤詩歩及び山北 理絵である。	最後の住所 東京都墨田区八広六丁目 52 番 16-702 号八広プレ インビル			
長澤詩歩 (法定相続分 28 分の 2) ただし、同人は平成 18 年 10 月 3 日 死亡。法定相続人は、長澤徹男及び 小松歌歩である。	最後の住所 千葉県市川市下貝塚一丁 目 7 番 34 号			
長澤徹男 (法定相続分 28 分の 1)	埼玉県蓮田市大字江ヶ崎 1961 番地 21			
小松歌歩 (法定相続分 28 分の 1)	埼玉県蓮田市大字江ヶ崎 1961 番地 21			
山北理絵 (法定相続分 28 分の 2)	千葉県千葉市中央区千葉 港 3 番 21 号サングランデ 千葉みなと 403 号			
石川一義 (法定相続分 28 分の 8) ただし、同人は平成 5 年 8 月 2 日死亡。 法定相続人は、長澤詩歩及び山北理絵で ある。	最後の住所 東京都墨田区八広六丁目 52 番 16-702 号八広プレ インビル			
長澤詩歩 (法定相続分 28 分の 4) ただし、同人は平成 18 年 10 月 3 日死 亡。法定相続人は、長澤徹男及び小松 歌歩である。	最後の住所 千葉県市川市下貝塚一丁 目 7 番 34 号			
長澤徹男 (法定相続分 28 分の 2)	埼玉県蓮田市大字江ヶ崎 1961 番地 21			
小松歌歩 (法定相続分 28 分の 2)	埼玉県蓮田市大字江ヶ崎 1961 番地 21			
山北理絵 (法定相続分 28 分の 4)	千葉県千葉市中央区千葉 港 3 番 21 号サングランデ 千葉みなと 403 号			

別 図

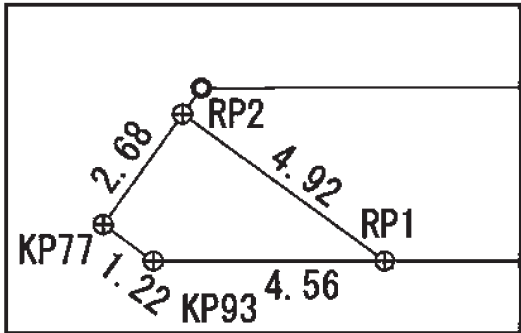
裁決手続の開始を決定した土地

東京都墨田区八広六丁目 148 番 5 のうち

8.26 平方メートル



拡大図



単位：メートル

測 点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn
RP2	-30989. 629	38. 850	81. 002250
KP77	-30991. 349	36. 786	-97. 997904
KP93	-30992. 293	37. 563	-78. 318855
RP1	-30993. 434	41. 981	111. 837384
			倍 面 積
			16. 522875
			面 積
			8. 2614375
			地 積
			8. 26 m ²

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
三〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

